

<b>農地整備事業（経営体育成型）</b> （旧経営体育成基盤整備事業（面的集積型）） ※継続地区（H25年度までの採択）のみ適用	事業主体 県	所管課班	① 農村振興課 地域計画班
			② 農村整備課 ほ場整備班

## 目的及び事業内容

※農地整備事業（経営体育成型）のページを参照

## 実施事業

平成25年度までの採択地区に適用。事業としては農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金で実施。

## 採択要件

- 1 受益面積が20ha以上であること。
- 2 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が右表のとおり増加することが確実と見込まれること。

担い手農地利用集率	
事業開始時	事業完了時
13%未満の場合	20%以上
13%以上35%未満の場合	7%ポイント以上増加
35%以上38.5%未満の場合	42%以上
38.5%以上63%未満の場合	3.5%ポイント以上増加
63%以上66.5%未満の場合	66.5%以上
66.5%以上の場合	向上すること

## 負担割合

### 1 農地整備事業

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考
	農地整備事業	50 (55)	27.5	10	12.5 (7.5)	( )は中山間等地域適用
	（経営体育成型）		30		10	H18～H22新規地区適用
	（旧経営体育成基盤整備事業）		32.5		7.5	H17まで新規地区適用
	（面的集積型）		35		5	～H12まで新規地区適用

### 2 農業経営高度化支援事業

※経営体育成基盤整備事業実施要綱及び実施要領に基づき、平成19年度から事業実施するものとする。

（農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金における農地整備事業の場合）

負担割合	区分	国	県	市町村	備考
	(1)高度土地利用調整事業				
	ア 指導事業	50 (55)	50 (45)	—	
	イ 調査・調整事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	

	(2) 農業経営高度化促進事業				
	高度経営体面的集積促進事業	50 (55)	25 (22.5)	25 (22.5)	
	(3) 耕地利用高度化推進事業	50 (55)	未定	未定	

(1)のイについては、市町村、改良区、JA等が事業実施主体  
(2)及び(3)については、市町村、改良区が事業実施主体  
( )は中山間地域に適用